

[資料編]

**資料 1-① 「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成 25 年 1 月 25 日）（抜粋）**

II 総論

1. 生活困窮をめぐる現状と課題

(略)

- 生活困窮は、いかなる意味でもそこに責任のない子どもたちの未来にも影を落とす。生活保護を受給している世帯主の 25%が生活保護を受給する世帯で育ったというデータからも窺えるように、いわゆる貧困の連鎖も現れている。こうした現状が放置されれば、この国の将来を担う世代の力が大きく減じていく。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

**資料 1-② 「令和 3 年版厚生労働白書」（抜粋）**

第 2 部 現下の政策課題への対応

第 4 章 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

第 3 節 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護の適正化

1 生活困窮者自立支援制度について

(略)

生活困窮者自立支援法が 2015（平成 27）年 4 月 1 日に施行されてから 2020（令和 2）年 3 月末までで、新規相談者は約 116.5 万人、自立支援計画の作成による継続的な支援を行った人は約 35 万人となっている。継続的な支援を行った人のうち、約 16.1 万人が就労・増収しており、支援期間 1 年間で意欲や経済的困窮、就労に関する状況のいずれかでステップアップした人も 5 割にのぼっているなど、生活困窮状態を改善する効果が着実に現れている。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

**資料 1-③ 「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」（平成 29 年 3 月 17 日生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会）（抜粋）**

- 1 生活困窮者自立支援法の果たしてきた役割、課題と今後の方向性～全国各地の支援を太く大きく育てるとともに、地域づくりの柱にもしていくために～

(略)

- しかしながら、支援の拡がりの一方で、以下のような課題が見られる。

(略)

- ・ 生活困窮者の自立支援に当たっては、地域に互助の関係づくりや参加、就労の場を求め、地域との関係づくりをすることが必要であるが、まだ試行錯誤している自治体も多い段階にある。

(略)

- ・ こうした中で、誰に対しても包括的な自立支援を的確に行える支援体系の構築状況は地

域ごとにばらつきがあり、それが支援実績にも投影され、先進的に取り組む自治体と取組が脆弱な自治体の差が開きつつある。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

## 資料 2-① 「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について」(令和 2 年 7 月 3 日付け社援発 0702 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知)(抜粋)

第 1 生活困窮者自立支援制度の趣旨及び概要等

1 制度の趣旨及び概要

(3) 支援のアウトリーチ機能の強化

生活に困窮される方の中には、失敗体験の積み重なりによる気力の減退、自尊心や自己肯定感の低下、地域社会からの孤立に伴う情報の遮断、行政機関への心理的な抵抗感等により、自ら自立相談支援機関の窓口に出向き、相談や申請行為を行うことが困難な者も少なくないため、支援を必要とする方を相談窓口で待っているのみでなく、支援を個人に「届ける」観点(アウトリーチ)が重要である。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

## 資料 2-② 「生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」(平成 30 年 10 月 1 日付け社援地発 1001 第 15 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)(抜粋)

第 3. 守秘義務について

(4) 関係機関等に対する協力依頼

支援会議の設置により、福祉事務所設置自治体は、構成員同士で情報を共有することができるようになるだけでなく、生活困窮者に関する情報の交換等を行うために必要がある場合は、関係機関等に対して「生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる」こととされている(改正法による改正後の法第 9 条第 3 項)。

支援会議から協力を求められた関係機関等は、その依頼に基づいた情報提供等の範囲において、その関係機関の職務等に関する守秘義務に反することにはならないことになる。

また、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)では、本人の同意を得ない限り、あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、第三者に個人データを提供してはならないこととされているが、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、改正法による改正後の法第 9 条第 3 項の規定に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにもならないものと解される。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

資料 2-③ 「自立相談支援事業の手引き」(平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 9 号厚生  
労働省社会・援護局地域福祉課長通知) (抜粋)

第 1 章 生活困窮者自立支援制度の構築

1. 生活困窮者自立支援制度の理念

(2) 生活困窮者自立支援制度の基本理念

②生活困窮者支援のかたち

(略)

(早期的な支援)

○ 例えば離職者が次の就職先を探す場合、一定の期間が経過すると、再就職が難しいということが指摘されている。このような例に限らず、人が生活困窮に陥り、社会とのつながりが弱まったとき、できるだけ早期にアプローチすることで支援の効果を高めることが期待できる。もちろん、前述のとおり、早期に支援するといっても、やみくもに就労自立を焦ると逆効果になる場合もあるので注意が必要である。

○ また、生活困窮者は、ひきこもりなどで地域社会から見えにくくなっていたり、窓口相談にやってくる気力を失っているという現実がある。このように自ら SOS を発することができない生活困窮者に早期の支援を行うためには、「待ちの姿勢」ではなく、地域のネットワークを強化してそこから生活困窮者の情報をいち早く把握し、場合によっては、訪問して支援するなど、支援を行う側が積極的に生活困窮者との接点を見つける努力をすることが必要である。

○ さらに、早期的な対応は、予防的な働きかけを行うことも意味しており、生活困窮者の抱える問題が深刻になる前に、積極的な問題解決を図ることも可能になると考えられる。

(略)

第 2 章 自立相談支援機関の業務と支援のプロセス

3. 相談支援プロセスの概要

(1) 把握・アウトリーチ ①

生活困窮者は複合的な課題を抱えているため、自ら支援を求めることが困難な場合も多く、早期の支援につながりにくい。そのため、自立相談支援機関は、「待ちの姿勢」ではなく積極的にアウトリーチを行い、生活困窮者の把握に努める必要がある。その際、ライフライン事業者と連携を図るなど多様な方法を取り入れて早期把握に向けた効果的な方策を創意工夫により講じる必要がある。こうした潜在的なニーズを具体的な支援につなげる取組を継続的に行うことが極めて重要である。

こうした観点から、改正法による改正後の法では、生活困窮者に対するアウトリーチによる支援の強化を図るため、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において生活困窮者を把握した場合に、生活困窮者本人に対し、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨を行う努力義務の創設(第 8 条関係)や、生活困窮者支援に関わる関係者間で、支援を必要とする方について情報共有を行うための会議体(以下「支援会議」という。)の創設(第 9 条関係)を行っている。

(注) 下線は当省が付した。

資料 3-(1)-① 「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日、30 年 10 月 1 日、31 年 3 月 29 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）（抜粋）

【平成 27 年 3 月 27 日付け事務連絡】

（略）

多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うためには、関係機関において関係事業の目的及び内容を十分に理解するとともに、それぞれの事業が連携し効果的に実施されることが重要です。

今般、別添 1～別添 14 のとおり、関係通知を发出することとし、関係機関との連携方法等についてお示ししているのご参照いただくとともに、生活困窮者自立支援制度の運営が一層充実されるよう、貴管内の市町村（特別区を含む。指定都市及び中核市は除く。）、関係機関、関係団体等に広く周知願います。

目次

- 別添 1 生活困窮者自立支援法と生活保護制度の連携について
- 別添 2 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について（通知）
- 別添 3 生活困窮者自立支援制度と障害保健福祉施策との連携について（通知）
- 別添 4 生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）
- 別添 5 生活困窮者自立支援制度と労働基準行政との連携について
- 別添 6 年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について（通知）
- 別添 7 生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）
- 別添 8 矯正施設出所者の生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用等について（通知）
- 別添 9 生活困窮者自立支援法の施行に伴う農林水産分野との連携について（通知）
- 別添 10 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の適正な支給及び生活困窮者自立支援制度からの暴力団員等と関係を有する事業者の排除について（通知）
- 別添 11 生活困窮者自立支援法の施行に伴う多重債務者対策担当分野との連携について（通知）
- 別添 12 生活困窮者自立支援制度と子ども・若者育成支援施策との連携について（通知）
- 別添 13 生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）
- 別添 14 生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について

【平成 30 年 10 月 1 日付け事務連絡】

（略）

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、これまで生活保護制度や介護保険制度等との連携に関する通知や公共職業安定所等との連携に関する事務連絡（以下「連携通知等」という。）を发出し、関係制度や関係機関との連携強化に取り組んできたところです。

今般、関係機関等との連携をさらに強化する観点等から、改正法による改正後の法において、

福祉事務所設置自治体の関係部局が生活困窮者自立支援制度の利用勧奨等を行うことが努力義務とされた（同法第8条関係）ことも踏まえ、新たに関係制度や関係機関との連携に関する通知を発出するとともに、既に発出した連携通知等の一部の改正等を行い、別添1から別添14のとおり通知することとしたので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

## 目次

別添1 「生活困窮者自立支援法と生活保護制度の連携について」の一部改正について

別添2 「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について（通知）」の一部改正について

別添3 「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）」の一部改正について

別添4 「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の一部改正について

別添5 「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」の一部改正について

別添6 「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」の一部改正について

別添7 生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所との更なる連携強化について

別添8 「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）」の一部改正について

別添9 生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について

別添10 「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）」の一部改正について

別添11 「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について（通知）」の一部改正について

別添12 「生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について」の一部改正について

別添13 「生活困窮者自立支援法の施行に伴う多重債務者対策担当分野との連携について（通知）」の一部改正について

別添14 「生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の適正な支給及び生活困窮者自立支援制度からの暴力団員等と関係を有する事業者の排除について（通知）」の一部改正について

## 【平成31年3月29日付け事務連絡】

（略）

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見

するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、これまで生活保護制度や介護保険制度等との連携に関する通知や公共職業安定所等との連携に関する事務連絡（以下「連携通知等」という。）を発出しており、さらには、改正法第1条の規定の施行にあわせ、昨年10月に連携通知等の一部を改正するなど、関係制度や関係機関との連携強化に取り組んできたところです。

今般、改正法第2条の規定が本年4月に施行されることも踏まえ、新たに関係制度や関係機関との連携に関する通知を発出するとともに、既に発出した連携通知等の一部の改正等を行い、別添1から別添8のとおり通知することとしたので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いします。

## 目次

別添1 「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について」の一部改正について

別添2 「生活困窮者自立支援制度と障害保健福祉施策との連携について（通知）」の一部改正について

別添3 「生活困窮者自立支援制度と子ども・若者育成支援施策との連携について（通知）」の一部改正について

別添4 「生活困窮者自立支援法の施行に伴う農林水産分野との連携について（通知）」の一部改正について

別添5 「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」の一部改正について

別添6 「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について」の一部改正について

別添7 生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について

別添8 生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について

## 資料3-(1)-② 「自立相談支援事業の手引き」（抜粋）

### 第1章 生活困窮者自立支援制度の構築

#### 1. 生活困窮者自立支援制度の理念

##### （2）生活困窮者自立支援制度の基本理念

#### ②生活困窮者支援のかたち

（略）

（分権的・創造的な支援）

○ このような生活困窮者支援のかたちを実現するためには、地域が主体となって考えていくことが必要である。

○ 生活保護受給者をはじめとした生活困窮者の状況は、経済状況や地域の人口構成などにより異なり、また、生活困窮者に対応する社会資源も、それぞれの自治体によって状況が異なるため、地域ごとに解決策を検討していく必要がある。

○ そのため、地域にどのような生活困窮者が存在し、また、それに対応するための社会資源はどの程度存在しているのか適切に把握することが重要である。その上で、社会資源が不足するのであれば、それを積極的に創造していくことも必要であり、例えば、生活困窮者の参加の場や働く場を創造していくことが不可欠と考えられる。

○ また、包括的な支援の仕組みを創造していくためには、限定的な機関で対応できるものではないため、官と民、民と民が地域で協働していくことが必要である。生活困窮者本人を中心に置いて、個々人の状況に応じた支援を提供するためには、行政のみならず、社会福祉法人、NPO 法人、社会貢献の観点から事業を実施する民間企業、その他の様々な支援組織、さらには、近隣住民やボランティアなどインフォーマルな支援も含め、それぞれの地域に合った柔軟で多様な取組が必要である。

(略)

## 2. 生活困窮者自立支援制度の全体像

### (3) フォーマル・インフォーマルを含めた支援メニュー

○ 生活困窮者の支援にあたり重要なことは、法に基づく事業等のみで対応するものではないということである。法以外の各種制度やサービスも広く活用しながら地域全体として生活困窮者を包括的に支援することが重要である。

○ 法以外のサービスとしては、フォーマルなもののほか、インフォーマルなものがある。フォーマルサービスとは、制度に基づくサービスや支援のことであり、例えば、生活保護、ハローワークにおける職業紹介、ひきこもり地域支援センターにおける相談支援、障害者総合支援法に基づく相談支援や障害福祉サービスなどがある。一方、インフォーマルサービスとは、法制度によらない各種サービスや支援のことであり、例えば、地域のボランティアによる見守り活動や住所の提供、食材等を提供するフードバンクなどのサービスがある。(想定される主な支援メニューは図表 4 を参照)

○ 地域においてこのように活用可能なサービスや事業、各種の取組を洗い出し、整理しておくとともに、生活困窮者支援に必要と考えられる他の専門的な支援機関や各種事業・サービスの実施機関と連携をとることができるようにしておくことが重要である。

○ 必要なサービスがない場合、支援調整会議などの協議の場を活用し、行政と民間が協働して地域の中で創り上げていく取組が必要である。

図表 4 分野別支援メニューの例

分野	関係機関等	具体的な支援メニュー (例)
福祉相談 窓口	自治体本庁	各種福祉制度等の相談、年金、障害者手帳取得等の各種申請等
	福祉事務所	生活保護制度の相談
	社会福祉協議会	生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、ボランティア活動等
仕事・就 労	ハローワーク、地域若者サポートステーション、職業訓練機関、就労支援を	求人情報提供、職業相談・職業紹介求職者支援制度、職業訓練、就労の場の

	している各種の法人・団体（認定就労訓練事業の事業所を含む）等	提供等
家計	家計改善支援機関、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士（会）、消費生活センター（多重債務者等相談窓口）等	多重債務等の問題解決、家計からの生活再建支援等
経済	商店街・商工会議所、農業者・農業団体、一般企業等	就労の場の提供、職業体験、インターンシップ等
医療・健康	保健所、保健センター、病院、診療所、無料低額診療事業を実施する医療機関	健康課題の把握・解決等
高齢	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等	高齢者の相談支援等
障害	障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所等	障害者の生活および就労等に関する相談支援、障害福祉サービスの提供支援等
子育て・教育	家庭児童相談室、児童家庭支援センター、児童相談所、地域子育て支援センター、その他子育て支援機関、学校、教育機関、ひきこもり地域支援センター、フリースクール、学習支援機関、子ども食堂等	虐待・DV等の相談支援、子育て支援、ニート・ひきこもりの相談支援、学習支援、居場所の提供等
刑余者等	更生保護施設、自立準備ホーム、地域生活定着支援センター等	刑余者や非行のある少年等に対する自立更生のための相談支援（生活基盤確保、社会復帰・自立支援）等
地域	民生委員・児童委員、地域住民、町内会・自治会、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、警察、日常生活に関わる民間事業者（郵便・宅配事業者、新聞配達、コンビニエンスストア、電気・水道・ガス等の公共インフラ事業者）等	対象者の把握・アウトリーチ、見守り活動、社会参加支援、居場所の提供、ピアサポート等

(注) 下線は当省が付した。

資料 3-(1)-③ 「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」(平成 27 年 3 月 19 日  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室) (抜粋)

問 127 一時生活支援事業において、切迫した状況にある者に食糧等を提供する事業を行っても、国庫補助の対象となるのか。

(答)

- 一時生活支援事業は、利用者が本事業を利用している間、居住場所を設定し安心して就職活動を行うことが可能となる環境をつくることにより、就労自立に向けた効果を促進することをねらいとしている。このため、宿泊場所の供与を伴わない食糧の提供等のみを行うものは、本事業の趣旨・目的に沿わないものとする。
- なお、例えば自治体においてアパート等の部屋を確保しながら、食糧の提供等を民間支援団体が実施するなど、自治体と民間支援団体が相互に連携して実施する方法も考えられる。

問 127-2 相談に来る方の中には、その日の生活に困っており、何日も食事をとっていない方がいる。そういった方に対しては、社会福祉協議会から食料を提供してもらうなどして対応しているが、その食料にも限りがある。

国で、生活困窮者を対象とした緊急的な食料の提供、または少額の貸付を行うような制度を作らないのか。

(答)

- 一時生活支援事業は、利用者が本事業を利用している間、居住場所を設定し安心して就職活動を行うことが可能となる環境をつくることにより、就労自立に向けた効果を促進することを目的としている。
- このため、宿泊場所の供与を伴わない食糧の提供等のみを行うものは、本事業の趣旨・目的に沿わないものとする。
- 貸し付けについては、現在、生活福祉資金制度があり、生活困窮者自立支援制度と密接に連携を図りながら対応することで、両制度ともに、より効果的、効率的に機能するものであり、生活困窮者の自立支援に当たり、重要な役割を担っていると考えている。

(注) 下線は当省が付した。

資料 3-(1)-④ 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について(住居確保給付金の求職活動要件について)」(令和 3 年 1 月 7 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡) (抜粋)

二 生活困窮者自立支援法施行規則第 10 条第 5 項に基づく受給者の求職活動について

本日以降、緊急事態宣言が解除されるまでの間、地域における感染の状況や就職面接会等の中止や延期等を勘案し、自治体等が必要と認めたときには、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」問 3-2①「受給中に常用就職した場合」(ただし書き以降)を準用することとし、再々延長期間中の受給者を含め、求職活動要件を以下のとおり緩和して差し支えありません。

・自立相談支援機関への相談については、勤務状況や地域の感染状況等により来庁が困難な

場合は、電話やオンライン相談など、非対面による方法を検討していただくほか、従前のとおり、改・参考様式9の活用により、状況を月1回報告させるとともに、給与明細の郵送をもって収入の確認に代えることができます。

・「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」及び「週1回以上の応募又は面接」については回数を減ずる又は免ずることができます。

・また、「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」については、できる限り公共職業安定所への来所によらない方法を推奨して下さい。

なお、特に生活再建が急務である受給者において、オンライン等による企業への応募・面接等、可能な範囲で求職活動を行っていただくことは差し支えありませんので、受給者の生活の状況等に応じて、就職活動等に対する対応、支援を引き続きお願いします。

(注) 下線は当省が付した。

### 資料3-(2) 「新型コロナウイルス感染防止等のための生活困窮者自立支援制度における対応について」(令和2年4月7日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)(抜粋)

#### 1. 生活困窮者自立支援の実施における基本的留意事項

##### (1) 「三つの密」の回避等

自立相談支援機関、就労準備支援事業所、認定就労訓練事業所、家計改善支援事業所、子どもの学習・生活支援事業所、生活困窮者一時宿泊施設(以下「自立相談支援機関等」という。)においては、いわゆる「三つの密」を避けるとともに、相談支援員等の手洗い、咳エチケット等の徹底、自立相談支援機関等内の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる相談支援員等の出勤免除や外出自粛勧奨等を行うこと。

【参考】「三つの密」(「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日(令和2年4月7日改正)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。

##### (2) 相談支援における電話等の積極活用等

自立相談支援機関等が相談支援を行うに当たっては、初回の面接など対面で対応を行う必要がある場合を除き、電話等による対応を積極的に活用するとともに、支援プランの交付、住居確保給付金の申請のうち書面のやりとりで足りる部分については、郵送により行うなど相談支援員等と相談者の接触の回避に努めること。

##### (3) 対面による相談支援における予約制の実施等

対面で相談対応を行う必要がある場合には、電話等による予約制とすることや、個別の相談ブース、相談室を利用すること等による相談者同士の接触の回避に努めること。

(4) 必要性が高いケースに限定した訪問支援の実施

訪問による支援については、相談者が自立相談支援機関等への来所が難しい理由があり、訪問の必要性が高いケースに限定すること。

(5) 電話やビデオ通話等による就労支援の実施

就労支援員による模擬面接は電話やIT（ビデオ通話等）により実施することや、応募書類の作成指導はFAXやメール等を活用するなど、対面によらない支援の実施が可能か、検討を行うこと。

2. 各事業の個別留意事項

(1) 自立相談支援事業

支援調整会議や支援会議など、関係者が一同に会して開催する会議については、書面による代替やビデオ会議等、関係者の接触を避けること。

(2) 就労準備支援事業及び認定就労訓練

就労準備支援事業及び認定就労訓練については、セミナー、ワークショップは、IT（ビデオ通話や動画配信等）の活用を検討いただきたい。就労体験、就労訓練等の実施については、例えば、屋外で一定の距離を取り利用者同士等の接触を回避する等感染リスクに配慮した環境を整えて実施していただきたい。そのような環境が整備できない場合には、緊急事態措置期間における実施を見送っていただきたい。

なお、見送る場合には、措置期間後の訓練計画の見直し等、必要な対応を行うこと。

(3) 子どもの学習・生活支援事業

子どもの学習・生活支援事業については、学習支援の場が子どもの居場所となっていることに留意しつつ、事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 学習支援の実施に関しては、学習教材を配布し、メールや電話等により支援員が助言・指導を行うなどの対面以外での方法を検討すること。
- ・ 食事の提供については、衛生管理等に十分配慮した上で、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得つつ、利用者の居宅に食品等を配布するなど状況に応じた柔軟な対応が可能となっていること。
- ・ 農林水産省が実施する新しい事業を活用してフードバンクと協力することが可能であること。
- ・ フードバンク等から提供を受ける食材の輸送費や、フードバンク等に食材を受け取りに行く際の人件費等については、子どもの学習・生活支援事業の予算補助の対象となること

(4) 一時生活支援事業

一時生活支援事業については、「三つの密」をできるだけ避けるように配慮するとともに、

以下のような感染防止策を講じていただきたい。

- ・ 利用者に手洗い・咳エチケットを励行すること
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる利用者の医務室や面談室等への移動

また、失業等により居所のない方からの相談に備え、必要な一時宿泊場所を確保するとともに、ネットカフェ等の一時休業等により影響をうける居住が不安定な方については、自立相談支援機関等と連携し、情報収集を行い、必要な支援を行っていただきたい。

#### 資料 4-① 「自立相談支援事業の手引き」(抜粋)

##### 第8章 自立相談支援機関の運営計画と評価

本事業が必須事業として実施されることについて、事業の質を担保するため、自治体において計画的に事業を実施し、適切に評価を行うこととしている。本章では、自治体における事業計画と評価に係る取組を踏まえ、自立相談支援機関として事業を計画的に運営する方法及び評価の考え方について整理する。

なお、事業を計画的に実施し、その評価を行うこと（P D C Aの観点）は重要であるが、その具体的な実施方法については、以下を参考に、地域の実情等に応じ検討されるべきものである。

##### 1. 自立相談支援機関の運営計画

###### (1) 運営計画の作成

○ 自立相談支援機関は、事業を効果的に実施し、その質を向上させるため、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を定め、その実施状況や目標の達成状況を評価し、次年度以降の運営の改善に生かすことが求められる。すなわち、実施する事業のP D C Aサイクルを作り、計画に基づく取組が必要である。

○ このような計画策定及び評価のサイクルは、委託先のみならず直営で実施する場合も必要であり、地域の関係者や住民等に対し、自立相談支援事業への理解を高めるためにも重要である。

###### (2) 運営計画の内容

○ 計画する内容は、例えば、①体制整備、②相談支援業務、③地域づくり関連業務、といったものが考えられる。

○ 特に重要となるのは、相談支援業務のうち、地域の実情を考慮して定められる、相談件数、プラン作成件数、就労・増収者数（率）などの支援実績であり、これらを達成するための計画を策定することが必要である。

図表 32 運営計画の内容（例）

内容	計画例
① 体制整備	・ 体制と人材配置に関する計画 ・ 人材育成、教育に関する計画 ・ 運営方法、事業収支に関する計画 等

② 相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携による紹介に関する計画（具体的な紹介元や連携方法）</li> <li>・相談件数、相談件数のうち事業の利用申込件数（割合）</li> <li>・相談支援の同意の促し方</li> <li>・プランの策定件数</li> <li>・一般就労を目標とする者の数</li> <li>・就労・増収者の数（率）</li> <li>・就労受入れ先企業の開拓とマッチングに関する計画 等</li> </ul>
③ 地域づくり関連業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題に関する協議会等の開催に関する計画</li> <li>・地域の関係機関との具体的な連携方法に関する計画</li> <li>・地域住民への働きかけに関する計画 等</li> </ul>

## 2. 自立相談支援機関の評価

### (1) 評価の視点

- 自立相談支援機関において、策定した運営計画に基づき、その達成状況の評価を行う。その評価の視点として、例えば、①体制面の評価（人員配置、他制度との連携状況などの外形的評価）、②中間評価（取組のプロセスに関する評価）、③成果評価（事業の結果に関する評価）、といったものが考えられるので、参考にされたい。

図表 33 評価の視点と評価事項（例）

評価の視点	計画の内容		
	体制整備	相談支援業務	地域づくり関連業務
① 体制面の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施要綱に基づく体制や、人員配置の考え方が守られているか</li> <li>・運営計画の有無</li> <li>・個人情報の管理、リスクマネジメントの計画</li> <li>・他制度との連携状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員の人数、経験年数や保有資格</li> <li>・プライバシーに配慮した環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりに関する協議会の有無、参加者数、参加者の分野や範囲</li> <li>・社会資源開発の有無</li> <li>・社会資源との連携強化の取組状況</li> <li>・支援会議の設置状況</li> </ul>
② 中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体制整備計画の途中評価の有無</li> <li>・人材育成の取組状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援プロセスの経過記録の有無と記録内容</li> <li>・アセスメントとプランについて関係者間の共有状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関へのアプローチの有無とその方法</li> <li>・住民へのアプローチの有無とその方法</li> </ul>
③ 成果評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等の満足度や定着率（バーンアウトがない等）</li> <li>・職員の自己有用感</li> <li>・職員が相談できる連携先の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数、プラン件数、一般就労を目標とする者の数、就労・増収者数（率）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会への参加者数の増加</li> <li>・認定就労訓練や一般就労受入れ企業数</li> <li>・イベントや報告会への住民参加者数</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合</li> <li>・対象者の課題の改善状況</li> <li>・支援対象者の「自立意欲」、「自己肯定感」、「社会参加」に関する改善状況</li> <li>・他機関・制度へつないだ件数</li> <li>・他機関等からつながれた件数</li> <li>・苦情件数と対応方法</li> <li>・連携ルールを決めている関係機関の数</li> <li>・支援終結数</li> <li>・プラン達成状況</li> <li>・生活保護受給者数、開始者数</li> <li>・利用者の満足度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な支援に関わった住民数</li> <li>・地域における新たな課題の把握</li> </ul>
--	--	--	--

(留意事項)

- 成果評価においては、利用者のプランの達成状況や支援終結数、就労率など成果を広く説明できるようにすることが必要である。
- ただし、相談支援件数や就労率を重視することにより、支援を行いやすい人だけに注力し、本来支援を受けるべき人が後回しになっていないか等にも十分に配慮しなければならない。

(2) 評価の方法と主体

- 自立相談支援機関に対する評価は、自己評価と外部評価が考えられる。自己評価に加えて、外部の客観的な評価を含め多様な視点から評価を行うことが望ましい。また、外部評価は本制度を十分に理解している機関(者)であることが必要である。
- 自己評価は利用者や自立相談支援機関によるもの、外部評価は委託の場合は発注者である自治体による評価、地域の関係機関等第三者からの評価が考えられる。
- なお、評価方法とそれぞれの評価主体は、図表 34 のとおりである。

図表 34 評価方法と評価主体（例）

評価方法	評価主体	内容
① データベース等に基づく数値整理	自立相談支援機関・自治体	・相談支援業務の計画で設定した各種数値目標がどの程度達成されているかについての評価 等
② 職員の自己評価	各支援員	・支援プロセスの振り返り ・記録の振り返り ・支援に関する姿勢・知識（能力評価） ・職員の自己有用感
③ 支援調整会議による評価	支援調整会議、自治体	・①②をベースに、アセスメントやプラン等の総括的な評価
④ 第三者による評価	関係機関、関係者、既存の協議会、自治体等	・アンケート調査（チェックリスト等） ・面談、ヒアリング調査
⑤ 利用者からの評価	利用者	・本人の自尊心や自己有用感に対する調査 ・面談、ヒアリング調査

（3）P D C Aサイクルの実施に際して国が設定する目安値

- 複合的な課題を抱える生活困窮者の中には、自ら自立相談支援機関を訪問することが難しいケースもある。このようなケースも含め、生活困窮者の相談を広く受け付ける等の取組を評価するために、新規相談受付件数やプラン作成件数等の目安値を設定している。
- 事業の評価は、本来、実施自治体において地域の実情も踏まえて設定した事業目標に対して行うものであるが、生活困窮者自立支援制度が比較的新しい制度であることをかんがみて、厚生労働省において目安値を設定した。
- この目安値を参考として、各自治体が適切な目標を定め、それを達成するための計画的な取組を行い、その成果を評価することが重要である。

図表 35 国の目安値（人口 10 万人・1 ヶ月当たり）新経済・財政再生計画改革工程表 K P I

	2019 年度 目安値	2020 年度 目安値	2021 年度 目安値	K P I
新規相談受付件数	16 件（※）	16 件（※）	16 件（※）	年間 25 万人（2021 年度） →人口 10 万人・1 ヶ月当 たりに換算すると 16 件
プラン作成件数	8 件	8 件	8 件	新規相談件数の 50% （毎年度）
就労支援対象者数	5 件	5 件	5 件	プラン作成件数の 60% （毎年度）
就労・増収率	75%	75%	75%	75%（毎年度）
自立に向けての改善が見られた者の割合	85%	90%	90%	90%（2021 年度）

※ 人口 10 万人未満の自治体については、人口規模別に目安値を設定

（4）その他の評価指標

- 生活困窮者自立支援制度を通じた生活困窮者の自立支援の効果を把握するため、①自立相

談支援機関において継続的支援している支援対象者の状態像の変化、②プランを策定せずに他機関・制度につないで対応を一旦終了するケースの実態、について調査している。

(注) 下線は当省が付した。

#### 資料 4-② 「就労準備支援事業の手引き」(平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 9 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)(抜粋)

##### 第 8 章 運営計画と評価

- 生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、実施主体である自治体において、現状や課題を把握し、生活困窮者支援全体の取組方針等を定め、その結果を評価することが必要である。また、任意事業についても自立相談支援事業と併せて効果的な支援を行い、支援の質を担保するため、事業計画を策定し、その評価を行うことが必要と考えられる。
- 就労準備支援事業者においても、自治体における事業計画と評価に係る取組を踏まえ、就労準備支援事業を実施する上での現状や課題を把握した上で、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を策定し、その実施状況や目標の達成状況を評価することが必要である。このような、いわゆる PDCA サイクルにより次年度以降の運営の改善に生かすことが求められる。具体的な実施方法については、「自立相談支援事業の手引き」の第 8 章を参照いただき、支援の質の向上に努められたい。
- 評価には、自己評価と外部評価の二つの方法があるが、まずは就労準備支援事業者が自らの運営を振り返り、より良い運営を行うため、自己評価をしっかりと実施することが重要となる。

##### 評価指標の例

- ・ 利用者数、就労準備支援プログラム策定件数
- ・ 利用者の目標の達成状況
- ・ 一般就労した利用者の数
- ・ 利用者の満足度、苦情の件数
- ・ 研修会等の実施回数

(注) 下線は当省が付した。

#### 資料 4-③ 「家計改善支援事業の手引き」(平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 9 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)(抜粋)

##### 第 7 章 運営計画と評価

- 生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、実施主体である自治体において、現状や課題を把握し、生活困窮者支援全体の取組方針等を定め、その結果を評価することが必要である。また、任意事業についても自立相談支援事業と併せて効果的な支援を行い、支援の質を担保するため、事業計画を作成し、その評価を行うことが必要と考えられる。
- 家計改善支援機関においても、自治体における事業計画と評価に係る取組を踏まえ、家計改善支援事業を実施する上での現状や課題を把握した上で、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を作成し、その実施状況や目標の達成状況を評価することが必要で

ある。このような、いわゆるPDCAサイクルにより次年度以降の運営の改善に生かすことが求められる。具体的な実施方法については、「自立相談支援事業の手引き」の第8章を参照いただき、支援の質の向上に努められたい。

- 評価には、自己評価と外部評価の二つの方法があるが、まずは家計改善支援機関が自らの運営を振り返り、より良い運営を行うため、自己評価をしっかりと実施することが重要となる。

#### 評価指標の例

- ・ 相談受付件数、家計再生プラン策定件数
- ・ 支援・面談の回数
- ・ 利用者の目標の達成状況（別添様式「評価シート」参照）
- ・ 利用者の満足度、苦情の件数
- ・ 研修会等の実施回数

（注）下線は当省が付した。

### 資料4-④ 「一時生活支援事業の手引き」（平成31年3月29日付け社援地発0329第9号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）（抜粋）

#### 第V章 事業の評価

一時生活支援事業について、生活困窮者支援全体の取組方針等を踏まえ、事業を実施する上での現状や課題を把握した上で、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を策定し、その実施状況や目標の達成状況を評価することが必要である。

##### 1 運営計画と評価

生活困窮者自立支援制度の実施にあたっては、実施主体である自治体において、現状や課題を把握し、生活困窮者支援全体の取組方針等を定め、その結果を評価することが必要である。

一時生活支援事業についても、生活困窮者支援全体の取組方針等を踏まえ、事業を実施する上での現状や課題を把握した上で、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を策定し、その実施状況や目標の達成状況を評価することが必要である。このような、いわゆるPDCAサイクルにより次年度以降の運営の改善に生かすことが求められる。具体的な実施方法については、自立相談支援事業の手引きの第8章を参照いただき、支援の質の向上に努められたい。

評価には、自己評価と外部評価の二つの方法があるが、まず一時生活支援機関が自らの運営を振り返り、より良い運営を行うため、自己評価をしっかりと実施することが重要となる。

#### ●評価指標の例

##### 【事業が提供する支援に関して】

- ・ 利用者数
- ・ 利用者の属性（性別、年齢等）
- ・ 宿泊利用開始日、宿泊利用終了日、滞在日数

- ・衣食等に係る支援の利用記録
- ・利用終了の理由
- ・利用終了後の居住先

【宿泊施設に関して】

- ・定員数、部屋数
- ・施設の稼働率 等

(注) 下線は当省が付した。

**資料 5-① 「生活困窮者自立支援統計システムの本格運用にあたって」(平成 29 年 3 月 30 日付  
け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)(抜粋)**

2 本格運用開始後にお願いする作業内容 (今年 4 月～)

新システムでは、相談者情報が入力されていれば月次報告のボタンを押すのみで報告が完了となります。新システムの本格運用開始後は、以下の作業をお願いします。

(1) 月次報告 (福祉事務所設置自治体：毎月)

自治体におかれては、4 月分以降、国への月次報告(支援状況報告)を翌月 20 日まで(4 月分は 5 月 20 日まで)に新システムから行ってください。支援状況調査についても当面継続しますが、今後は、この情報を基に統計情報を作成し、公表することを予定しています。

(略)

3 本格運用開始後の留意点

(2) 新システム運用開始後は、相談者情報を新システムに入力してもらうことで、これまでのように独自のシステム等で管理・集計したうえで、個別に新規相談受付件数等をカウントして報告していただく必要がなくなり、支援状況調査項目のさらなる縮減等が可能となります。

月次報告を新システムから行っていただくこととなるため、本人が来所し生活困窮に関する相談を受ける場合だけでなく、匿名で生活困窮に関する電話相談を受けた場合や、相談受付・申込票への記入を拒んだ場合、自立相談支援の利用申込に対する本人同意がとれない場合等についても、新システムの相談受付・申込票に漏れなく入力するようお願いいたします。入力が徹底されないと、新システムによって新規相談受付件数を正確に把握することが困難となり、支援状況調査項目のさらなる縮減等ができなくなるため、特にご留意ください。

(注) 下線は当省が付した。

**資料 5-② 統計システムの機能拡充に関する要望**

(入力関係)

- 統計システムには、複数の選択肢から選んで入力する項目 (これまでに相談した機関、プランの実施に係る関係機関・関係者、相談者に関わる課題と特性への対応状況や他機関につないで終結した場合のつなぎ先機関など) がある。項目によっては、60 以上の選択肢

の中から選択しなければならず、目当ての選択肢を探すのも一苦勞である。加えて、選択後も画面上には選択しなかった項目も含め全ての項目が表示されるため、支援対象者に係る情報の全体像が把握しにくい。

- 家計表の写しなど支援対象者の情報をまとめて管理できるよう、画像データなども登録できるよう機能を拡充してほしい。
- 支援対象者の年齢は誕生日を迎えると自動的に更新されるが、支援対象者の家族の年齢は自動更新されず、生年月日などから計算しなければならない。支援対象者の家族についても、年齢の自動更新機能を付加してほしい。
- 一日に複数回相談に訪れる者もあるため、相談を受け付けた日だけでなく、時間も記録できる機能を付加してほしい。
- 統計システムに記録された情報の更新日を管理する機能があるが、現在は更新日を手入力しなければならず非効率なので、自動で記録されるようにしてほしい。
- 生年月日、郵便番号を入力すれば、自動的に年齢、住所が入力される機能を付加してほしい。

#### (出力関係)

- 複数のページに及ぶ支援経過記録シートを端末画面で参照する場合、前のページなど任意のページに戻れず、再度、1 ページ目を表示させてから参照したいページまで順にたどっていく必要がある。
- 統計データの出力はエクセル形式となっているが、加工しやすいよう CSV 形式で出力できるようにしてほしい。

#### (検索関係)

- 特定の相談者の記録を確認しようとする場合、氏名で検索する必要がある。しかし、日本人の氏名の場合は旧字体や略字、外国人の氏名の場合は通称やアルファベットなどで入力されている者などが混在している。このため、旧字体や略字などでの入力も想定しながら複数回検索するなど手間がかかるほか、記録を見つけれない場合がある。
- 評価時期の到来案件など、自らの担当案件の進捗状況を確認するため、主担当者の氏名で対象案件を検索している。しかしながら、人事異動等により引き継いだ案件は、元の主担当者名を変更できず、過去の主担当者名でも検索する必要があるため、担当者名を変更又は併記できるようにしてほしい（令和 4 年 1 月に、後任の担当者名で前任の担当者の案件も含め検索できるよう改修済み）。

#### (統計・分析関係)

- 今後の施策展開の検討や財政当局への説明等に活用するため、性別、年齢、世帯、つながりを受けた機関、生活保護受給歴のある者の割合、生活保護受給につながった者、ひきこもりの者などの条件に該当する統計データや、性別と年代別といった複数条件を掛け合わせた統計データを抽出できるようにしてほしい。
- 令和元年度のシステム改修前は年間の実績データを適時に設定して出力できたが、シス

テム改修後は、月 1 回の月次報告でしか出力できなくなった。このため、年間実績を集計しようとする、月ごとにデータを出力し、それらを手計算で集計しなければならず不便である（令和 4 年度に適時に年間実績を集計できるよう改修予定）。

- 管内の自立相談支援機関ごとの支援実績を確認する場合、自立相談支援機関ごとに出力しなければならず、全てを確認するために自立相談支援機関の数だけ同じ操作を行わなければならない。

**（その他）**

- 統計システムは、それぞれの自立相談支援機関に設置した端末からしか個々の支援対象者に関する記録が出力できない。このため、自治体の主管部署などの関係者と支援対象者の記録を参照しながら打合せができないほか、厚生労働省に報告する支援実績数値の正確性を確認しづらい。

（注）当省の調査結果による。